

R3. 1. 6

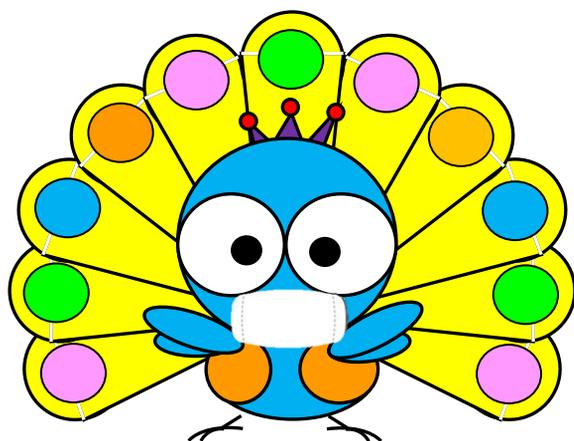
学校における新型コロナウイルス ウイルス感染症に関する ガイドライン

愛知教育大学附属特別支援学校



出欠席の留意事項

- 保健所から児童生徒が新型コロナウイルスの感染者又は、濃厚接触者と特定された場合は、出席停止(感染防止)とする。
- 体調不良（新型コロナウイルス感染症の疑いがある症状）により、登校を控える場合は、出席停止（感染防止）とする。
- 学校に既に報告済みの喘息、てんかんなどの持病を理由にして、登校を控える場合は、出席停止（持病による感染防止）とする。
- 新型コロナウイルスに感染することを避けるために、健康状態が良好であっても登校を控える場合は、出席停止（感染予防）とする。



児童生徒及び教職員が感染者、 又は濃厚接触者として特定され た場合の対応

□ 教職員及び児童生徒が感染した場合

- ① 保健所の指示を受け、特定された感染者が教職員の場合は、2週間の病気休暇を取得させる。児童生徒の場合は、2週間の出席停止として、臨時休校の措置はとらない。
- ② 保健所の指示を受け、感染者が完全に特定できない場合は、2週間を目処に臨時休校とする。

□ 教職員及び児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

- ① 保健所の指示を受け、特定された濃厚接触者が教職員の場合は、2週間の出勤停止とする。（休暇の種別については、大学の指示を仰ぐ。）児童生徒の場合は、2週間の出席停止として、臨時休校の措置はとらない。
- ② 保健所の指示を受け、濃厚接触者が完全に特定できない場合は、2週間を目処に臨時休校とする。



濃厚接触者となる定義

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策（マスク着用等）をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

岡崎市保健所：0564-23-6179

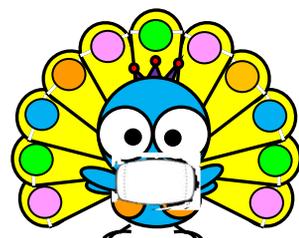
（岡崎げんき館2階）



登校前・登校時

- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を取るようにする。
- 児童生徒、教職員とも、毎朝、検温や健康状態の確認を行う。熱症状や強い倦怠感、咳が出る、喉に異常を感じる、嗅覚・味覚に異常を感じる場合は、登校、出勤を控える。
- マスクを可能な限り着用する。マスクの色や形、素材については、限定しない。
※参照資料1 「正しいマスクの付け方」
- 検温結果や健康状態について学校から配られた検温カードに記入する。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するまでは、可能な限り、保護者送迎による登下校を行う。なお、さくら学級のスクールバスの運行は行うので、利用可とする。公共交通機関を利用する場合は、保護者の責任の下、混雑時を避けて登下校する。この際、遅刻扱いとしない。（サービス利用者に関しては、下校時、サービスの迎えは可。）
- 登校したら、玄関で消毒をして教室に入る。手が荒れる等で消毒ができない場合は、手洗い場で手を洗う。

※参照資料2 「正しい手の洗い方」



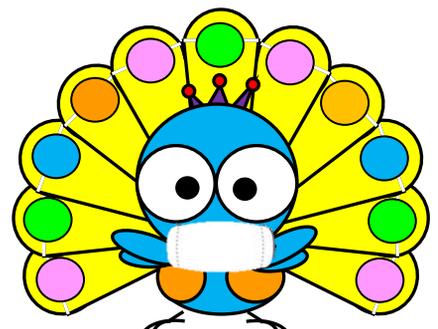
学校生活①

- 登校時、各部玄関で教職員が、検温、健康状態について確認する。家庭で検温できなかった場合は、学校で検温する（接触型体温計は使用后消毒する）。
- 登校後、教職員が検温カードを回収する。
- マスクの所持を確認する。マスクのない児童生徒には学校のを渡す。
※参照資料1 「正しいマスクの付け方」 ※参照資料3 「咳エチケット」
- 手洗い（顔洗い、うがい）を行う時間を、1時間程度ごとに確保する。手洗い場に多くの人が集まらないように時間を分けて設定する。
※参照資料2 「正しい手の洗い方」
- 換気は、こまめに行う。
- 手すり、ドアノブ、スイッチなど触れる機会が多い箇所は定期的に消毒する。



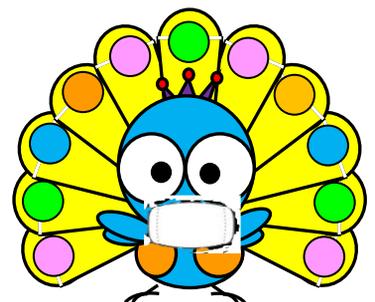
学校生活②

- 当面の間、全校児童生徒が集まる全校集会等は、行わない。
- 教室内で互いに1 m程度の距離をとれるように座席を離す。不要な身体接触を避ける。
(ハイタッチなど)
- 学校行事については、行動制限が出ている期間、原則延期または中止もしくは、形式を変えて実施とする。
- トイレは、教職員が定期的に消毒する。
- 偏見や差別のないように、学校生活の中で、児童生徒の「心の教育」、「心のケア」を行う。



給食・食事

- 教職員、児童生徒ともに手洗いを徹底する。
- 喫食時以外は、マスクを着用する。
- 給食を食べる前に児童生徒の健康状態（発熱、せき、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担当が観察する。異常があった場合は、養護教諭に報告する。
- 基本は、当番が配膳する。ただし、児童生徒の健康状態および感染予防に留意する。
- 必要以上の会話をせずに配膳、喫食する。
- 換気は、こまめに行う。
- グループは作らず、前を向いた状態の席で喫食する。



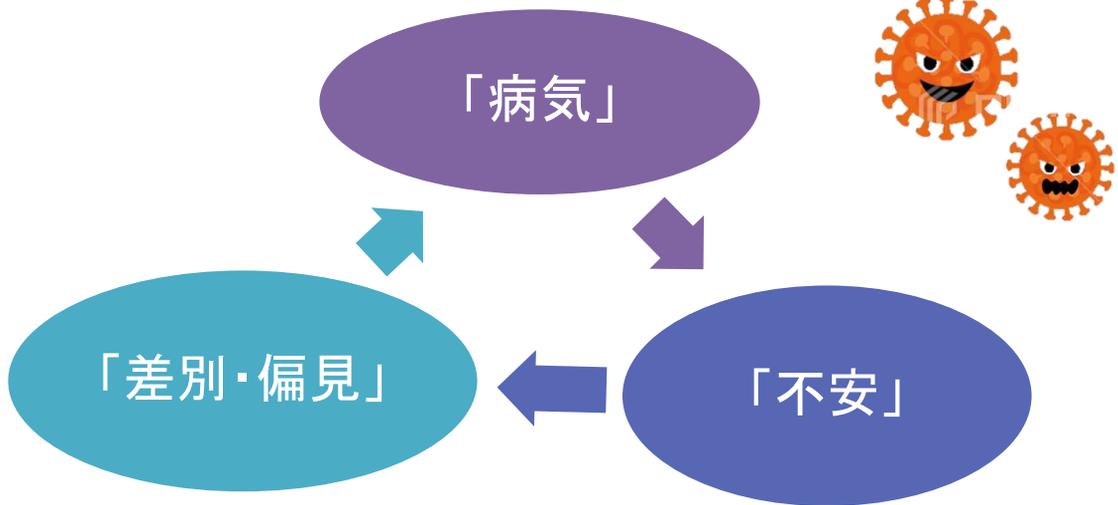
差別・偏見をなくそう①



新型コロナウイルス感染症がもつ3つの“感染症”とは？

- ① 「病気」 そのものの感染症
- ② 「不安」という気持ちの感染症
- ③ 「差別・偏見」という意識の感染症

この3つの感染症が負のスパイラルとしてつながってしまうことで、感染症の拡大や問題が深刻化してしまう。



感染症から差別・偏見が生まれる理由

見えない敵（ウイルス）への不安

感染症にかかった人，その家族，地域や学校を
敵とみなして嫌悪の対象とする

嫌悪の対象を差別して遠ざけることで
つかの間の安心感を得る

差別・偏見をなくそう②



負のスパイラルを断ち切るためにできることは？

① ウイルスの感染を広げないために

「手洗い」, 「咳エチケット」, 「人混み（3密）を避ける」
をする。

② 不安に振り回されないために

「気づく力」を高める

- ・ 立ち止まり, 今の状況を整理し, 自分自身を様々な角度（考え方, 気持ち, ふるまいなど）から観察する。

「聴く力」を高める

- ・ 悪い情報ばかりに目が向いていない？
- ・ なにかと感染症に結びつけて考えていない？
- ・ 趣味の時間や親しい人との交流が減っていない？
- ・ 生活習慣が乱れていない？

「自分を支える力」を高める

- ・ 自分の安全や健康のために必要なことを見極めて自ら選択する。

③ 差別や偏見を広げないために

- ・ 情報源のはっきりしないうわさ話はしない, 広げない。
- ・ 差別的な言動に同調しない。
- ・ 感染を拡大しないようにがんばっているすべての方々にねぎらい, 敬意をはらう。

新型コロナウイルスを含め, 感染症は誰にでもかかる可能性があります。たたかうべき相手は, 人ではなくウイルスです。感染症への正しい理解と思いやりの心で不安な気持ちを乗り越えましょう。

引用資料 日本赤十字社監修

「新型コロナウイルスがもたらす3つの顔を知ろう！

～負のスパイラルを断ち切るために～」

参照資料等

※ 1 「正しいマスクの付け方」



※ 2 「正しい手の洗い方」

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう



石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

※ 3 「咳エチケット」



新型コロナウイルス感染症に対する行動フローチャート

1. 濃厚接触の疑いのある児童・生徒、教職員が発生した場合の行動フロー

※「濃厚接触者」とは、罹患者の感染可能期間（発病した2日前以降）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。
 関係性、接触の程度などについては、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に該当するか判断をする。

- ・ 罹患者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機管内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに罹患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 罹患者の起動分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、罹患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

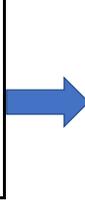
濃厚接触の疑いがある児童・生徒、教職員



学校へ連絡（窓口：教頭）



校長



自宅等で待機

- ・ 相談先の保健所の指示に従う
- ・ 教職員の場合、教頭、校長と相談の上、在宅勤務

大学に連絡
(附属学校課)

連絡があった際には、以下の中で該当する事項について確認、報告書作成

- ① 現在の状況（体調・経緯・待機場所）
- ② 濃厚接触の疑いや濃厚接触者となった2日前以降の）本校内への立入及び本校の関係者との接触状況
- ③ 相談先の保健所
- ④ 受診した医療機関と診断日、診断結果
- ⑤ （感染の疑いがある有りの場合）発熱及び席などの呼吸器症状が現れた日
- ⑥ 症状が現れた日以降における本校内への立入及び本校の関係者との接触の状況
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

※確認、報告書様式参照

復帰の目安

- ・ 接触した「罹患疑いのある者」が、保健所で「陰性」と判断された時点で自身の健康状態が良好であること

2. 濃厚接触者と特定された児童・生徒、教職員が発生した場合の行動フロー

保健所から濃厚接触者として特定された児童・生徒、教職員は、保健所の指示に従い自宅待機



学校へ連絡（窓口：教頭）

3. 罹患の疑いがある児童・生徒、教職員が発生した場合の行動フロー



罹患の疑いがある者は、保健所へ連絡、指示に従う。

学校へ連絡（窓口：教頭）

岡崎市保健所：0564-23-6179（岡崎げんき館2階）
ただし、居住地が岡崎市以外の場合は、その居住地の保健所の指示に従う。

濃厚接触の疑いのある者・濃厚接触者・罹患者が発生した場合の確認事項

児童・生徒の名前： _____

教職員の名前： _____

① 現在の状況

- ・ 体調
(_____)
- ・ 経緯
(_____)
- ・ 待機場所
(_____)

② (濃厚接触の疑いや濃厚接触者となった2日前以降の)

- ・ 本校内への立入 (有 ・ 無)
- ・ 場所 (_____)
- ・ 本校の関係者との接触状況 (有 ・ 無)
- ・ 関係者名 (_____)

③ 相談先の保健所

- ・ (_____) 市 (_____) 保健所

④ 受診した医療機関と診断日、診断結果

- ・ 医療機関
(_____)
- ・ 診断日 (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
- ・ 診断結果
(_____)

⑤ (感染の疑いが有の場合) 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日

- ・ 発熱の出現日 (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
- ・ 呼吸器症状の出現日 (令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
- ・ 他の症状
(_____)

⑥ 症状が現れた日以降における本校内への立入及び本校の関係者との接触の状況

- ・ 本校内への立入 (有 ・ 無)
- ・ 場所 (_____)
- ・ 本校の関係者との接触の状況 (有 ・ 無)
- ・ 関係者名 (_____)

⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

- (_____)

| | 咳 | 発熱 | 筋肉痛 | 寒気 震え | 倦怠感 | 頭痛 | 下痢 | 咽頭痛 | 息切れ | 嗅覚 味覚 障害 | 胸痛 | 鼻水 | くしゃみ | 涙 |
|---------|---|----|-----|----------|-----|----|----|-----|-----|----------------|----|----|------|---|
| 新型コロナ | | | | | | | | | | | | | | |
| インフルエンザ | | | | | | | | | | | | | | |
| かぜ | | | | | | | | | | | | | | |
| アレルギー | | | | | | | | | | | | | | |

よくある
 ときどき
 たまに
 稀に
 なし

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ、かぜ、アレルギー性鼻炎、結膜炎との症状の違い
 (<https://www.co.carver.mn.us>)

心配なときは・・・

新型コロナウイルス感染症を理由とした、不安や悩み、差別や偏見を感じることはありませんでしたら、いつでも学校へご相談ください。また、スクールカウンセラーのご利用もできます。

その他にも、文部科学省ホームページより、新型コロナウイルス感染症を理由とした児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、利用してみてください。

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

子どもの人権110番「法務省」 0120-007-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

都道府県警察の少年相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

いのちの電話の相談 0120-783-556

一般社団法人日本いのちの電話連盟

<https://www.inochinodenwa.org/>

チャイルドライン（18歳までの子供が対象） 0120-99-7777 <https://childline.or.jp/>

新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672

一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会

<http://www.jscpp.jp/info/infonews/detail?no=730>